一六

## 異 記 の 聖

山野に籠るもの

営為が、業因となって、「善悪の報は影の形に随ふ如く、苦楽の響 現世に生きるということが、それほどの悪業の因であるとするなら 所在地である。 日本霊異記は、 そのことを 明らかに 語っている。 び、現世に存在しつづけなければならない。しかも、そこにおける ハ谷の応ふるが如し」(上巻序)という。現世こそは苦悩の原因の 人間は、人間として生きようとするかぎり、多くの人間と絆を結

ば、現世を離脱するということは、善業たりうるのか。霊異記にお

ではない。この世に生きる人間が求めて止まないものを、最初から

いえよう。 聖たちは、 貧者として、 田畑を 所有しないばかりでな ける聖たるととの中軸の一つが「出世間」という理念にかかわると

地位や身分、世の声望の求められる場たる世間にかかわるもの

井

1

は、私度の僧たちであって、一所不住の苦行に生涯を終えるものた 世に安住することのないものであった。 それどころか、聖の 多く した一団の仏教者たち、〈聖〉とよばれるものたちは、まさに、現 ありつつ、現世への執着から脱離する、との困難な道を生きようと のありようを否定することにさえなるにちがいない。現世に生きて 易であるはずはない。まさに、それはその極限において人間の存在 現世への執着を捨てることが善因たりうるにしても、そのことは容 せよ、そのような「出世間」の精神の強靱さが救済の契機たりえ、 声望や身分から放たれ、貧たるととを余儀なくされる状況であった とを、霊異記の語る多くの聖は明らかにしている。たとえ、一切の にしても、あるいは自らがそのような道を選択したものであったに たび、三宝に帰依したときに、宗教的回心の契機たりうる。そのこ あえて断念しているのである。貧であり、地位の無いものが、ひと

衆生の中に生きようとした仏教者であった。ちであった。それらは国家の保護を受けた教団仏教の外側にあって

日本霊異記の中には、〈聖〉とよばれるものが数多く描かれ、し日本霊異記の中には、〈聖〉とよばれるものが数多く描かれ、し日本霊異記の「邪を却け、正に入り、諸悪作すこと莫く、諸善を行せしむこと」(上巻序)の道は、まさにそれら聖によって説きの特質の一つは、出世間という点であろう。しかしながら、ことにいう出世間は、後の浄土教的な厭離穢土・欣求浄土とは相を異にしている。聖は、まさにその特質にふさわしい形において世間を離している。聖は、まさにその特質にふさわしい形において世間を離じている。聖は、まさにその特質にふさわしい形において世間を離している。聖は、まさにその特質にふさわしい形において世間を離たる此岸に生きて在るものであるかぎり、「出世間」の姿勢をとりつつも、なお生きる場が現世に求められているといってよい。それを明らかにすることが、日本霊異記の救済の原理と説話の方法を理解する方途であろう。

2

こそが場であった。日本霊異記の説く、因果応報に関する「自土ので、山・野に場を求めるものは四十三例にも達する。俗世間の周縁日本霊異記の説話の場は多様であるけれども、三巻百十一縁の中

日本霊異記の聖

であるのみならず、現報なるものが表われる空間をもつものではなかであるのみならず、現報なるものが表われる空間でもあった。とのことは二重の意味をもっている。すなわち、聖とよばれるものにとって、僧尼令をはじめとする規制のもとでは、「彼らの活動は、当の仏教政策のもとでは決して自由な活動空間をもつものではなかった」のであり、

ての理由があったのであって、当時の支配階級は仏教を鎮護国での理由があったのであって、当時の支配階級は仏教を鎮護国家仏教として、僧尼を鎮護国家修法者として扱ったためである。したがって、僧尼を鎮護国家修法者として扱ったためである。したがって、僧尼を鎮護国家修法者として扱ったためである。とのように当時の民間布教者は、律令政府の統制の下に、自由な活動をなしがたい間布教者は、律令政府の統制の下に、自由な活動をなしがたい間布教者は、律令政府の統制の下に、自由な活動をなしがたいにおかれていたのだから、ととに民間布教者は二重の制約をとうむらざるをえなかった。

止住し、その布教対象である在地の民と結合しうる場の第一は、山と認められているところである。とのような制約を受けつつ、聖が

野においてでしかありえなかった。さらに、山・野そのものが有

みならず、仏教者一般に共通のものではある。それを聖はより本質 している宗教的な意味が求められなければならない。それは、聖の

的な場とすることにおいて特質としている。

ていなかったわけではない。 て、寺内での行業を旨としたものであったが、山居修行も認められ 僧尼令の規定によると、官寺の僧尼は寺に止住すべきものであっ

官。判下山居所隷国郡。毎知在山。不得別向他処。 綱連署。在京者僧綱経玄蕃。在外者、三綱経国郡。勘実並録申 凡僧尼有禅行修道。意楽寂静。不交於俗。欲求山居服餌者、三

ものではない。規制されるべきは、いわれるごとく俗と交わること を象徴して」いるとするならば、必ずしも、山居は規制されるべき 相違ない。もともと、「律令の示す得度制は、出家主義的仏教受容 ていたのは、仏教者としての行業の根幹にかかわるからであったに とのように、厳しい統制の下とはいえ、僧尼の山居禅行が認められ

凡僧尼非在寺院、別立道場、 三綱連署、 皆還俗。国郡官司、 経国郡司。 知而不禁止者、依律科罪。 勘知精進練行判許。 聚衆教化、幷妄説罪福、 京内仍経玄蕃 其有乞食 及職擊長

知。並須午以前捧鉢告乞。不得因此更乞余物!

であったにちがいない。

られよう。そのような、日本霊異記の〈聖〉たちにとって、山・野 の姿勢をもちつつ、聖たちが、籠るのに適した場であったといえよ ら出離したものが存在する空間であった。そとは、まさに、出世間 民の定住する村落共同体の場などの世間から疎外され、あるいは自 は、俗と相接しつつ、しかも俗と交わる聖として止住する場であっ ゆる〈隠身の聖〉が最高に尊崇されていることの所以がそこにもみ のであった。 日本霊異記の編者景戒 その人が 俗聖であった ごとく わることをもって、自らの求道と衆生済度の実践的行業を為しえた ことによって 出家主義を全うしえたのに対して、〈聖〉は、 俗と交 ものたちであった。官寺の僧尼が、その仏道生活を官に保証される し「乞食」することによって、仏教者としての存在を可能にしえた た。これらの地は、朝廷官人の生きる宮都はいうまでもなく、農耕 に、俗形聖心は求められるべきものであった。〈聖〉の中で、 いわ まさに、日本霊異記の〈聖〉たちは、「寺院別立道場。聚衆教化」

日本霊異記における場としての山・野をあげると次のようになる。

う。

### I ш

1 但馬の国七美の郡の山里 (上・9) 大倭の国葛木の高宮寺(上・4)

2

5 駿河の富岻の嶺(上・28)

新羅の山中(上・28)

吉野山に入りて法を修し、(上・31)

8 7 6

大和の国添の上の郡の山村の山(上・32)

10 東の方の山の中(中・3) 9 平群の山寺(上・35)

生馬の山寺(中・8)

山に入りて菜を採る(中・8)

山に入りて薪を拾ふ(中・10)

和泉の国血渟の山寺(中・13)山に入りて見れば(中・12)

諾楽の京の東の山に、一つの寺(中・21)和泉の国血渟の山寺(中・13)

吉野の金の筝(中・26)

18 17

16 15 14 13 12 11

語楽の京の馬庭の山寺(中・38)<br/>

泉の国泉の郡の部内珍努の上の山寺和泉の国泉の郡の山寺(中・13)

(中・30)

36 35

熊野の河上の山(下・1)

日

本霊異記の聖

22 21 20 19

28 大和の国蒐田の郡真木原の山寺(下・9)27 一つの山寺(下・8)

26 25

吉野の山に一つの山寺有り。(下・6)

河内の国安宿の郡の部内に、

信天原の山寺 (下・5)

美作の国英多の郡の部内に、官の鉄を取る山(下・13)

紀伊の国那賀の郡弥気の里に……弥気の山の室堂(下・17)越前の国加賀の郡の部内の山に展囀びて、修行す。(下・14)

30 29

32 肥後の国八代の郡豊服の郷の人……山の石の中に蔵め置く。(下・19)

33 栗の国名方の郡埴の村に、一の女人在り。……麻殖の菀山寺

34 近江の国野州の郡の部内の御上の嶺……社の辺に堂あり。

〒 ・ 24

山に入りて、法を修す。(下・25)

き選る山に山道あり。号けて玉坂と日ふ。(下・29)紀伊国海部の郡仁嗜の浜中の村……海部と安諦とに通ひて往

紀伊国名草の郡埴の里の女……その里の大谷の堂に住み、…き還る山に山道まり。号けて玉抜と日ふ。(下・25)

宁 · 34 37

一九

38 伊与の国神野の郡の部内に山有り。 名を石鎚山と号く。……

浄行の人のみ、 登り到りて居住す。 宁 39

1 三野の国大野の郡の人……曠野の中にうるはしき女に遇へ

り。(上・2)

2 の中に匍匐ひ…… (上・11) 播磨国餝磨の郡の濃於寺……寺の辺に漁夫あり。……桑の林

大和の国字太の郡漆部の里……毎に野に臨みては、菜を採る を事とし、 主 13

3

り。 (中・23 諾楽の京の葛木の尼寺の前の南の〔蓼〕原に、哭き叫ぶ音有

と認められている。

4

5 あり。 河内の国更荒の郡馬甘の里に、富める家有り。 登れる女の桑に纒ひて登る。(中・41) ……時に大蛇

6 河内国丹治比郡……その郡の部内に一つの道場あり。 号けて

野中の堂と日ふ。(下・18)

は 江・河内・和泉 ・ 但馬 ・ 紀伊などの畿内及びその近辺に多いこと とのように、 他の説話の場合と同様であって、その他に、 日本霊異記における場としての山・野が、 越前・美作、 大和 ある · 近

いは、阿波・伊予・駿河、さらに、肥後・新羅等までみえる。それ

らは、 後に、 梁塵秘抄が

0

聖の住所はどこどこぞ、 雲の鰐淵や日の御崎、 南は熊野の那智とかや。(二九七) 箕面よ勝尾よ、播磨なる書写の山、 出

。聖の住所はどこどこぞ、大峯葛城石の槌、箕面よ勝尾よ、播磨 の書写の山、 南は熊野の那智新宮。(二九八)

践であったので、これと法華経の滅罪信仰が結合したものである。」 華経がむすびついたのは、 などと歌ったことに連なっていくものであって、 てその多くが法華経の護持者であった。 「このように 山岳信仰と法 り、修行の場であった。これらに住する聖は、霊異記をはじめとし 山岳修行そのものが苦行による滅罪の実 聖の所在地であ

が明らかになろう。あくまでも、 俗と見まがうばかりの、あるいは、俗よりもさらに賤視される〈聖〉 は、官物によって荘厳される寺に止住する出家者としてではなく、 とうした点に、日本霊異記の〈聖〉の空間たる山・野の持つ意味 僧綱により権威づけられ、あるい

成に努力した。恐らく後世の一般農民の信仰生活の上に浅から う。彼等は山林に棲止して、苦修練行を積み、以て呪験力の養 とするならば、他方の代表は役小角的形態と見ることが出来よ 奈良時代の民間仏教のあり方の一方の代表が行基的形態である たる仏教者の護持する宗教的空間としての山・野である。

林の呪術者の展開と見てよいであろう。 林の呪術者の展開と見てよいであろう。

たちであったといえよう。という堀一郎氏の所説のごとき仏教者が、まさに、山・野に籠る聖

3

日本霊異記における山・野は、〈聖〉が聖たる呪験を獲得する場であった。それが、同時に、恐ろしい業報の現出する場にもなる。であった。それが、同時に、恐ろしい業報の現出する場にもなる。地底の暗黒へと転落したとされる吉志大麻呂は、そのことの体現者地底の暗黒へと転落したとされる吉志大麻呂は、そのことの体現者の一人である。それは、日本霊異記中巻第三縁の伝える説話である。

日本霊異記の宗教的原理の基軸たる法華経の大会の場が「東の方り、妻と俱に居むと思ふ。母の自性、善を行ふを心とす。子、好に語りて言はく「東の方の山の中に、七日法華経を説き奉る母に語りて言はく「東の方の山の中に、七日法華経を説き奉る、心を発し、我が母を殺し、其の喪に遭ひて服し、役を免れて還認の、心を発し、湯に洗ひ浄め、俱に山の中に至る。

月

ことを前提にしているといわなければならない。 悪因たる虚言にしてからが、山中を聖の統べる場として認めるの、悪因たる虚言にしてからが、山中を聖の統べる場として認めるの、悪因たる虚言にしてからが、山中を聖の統べる場として認めるの、悪因たる虚言にしてからが、山中を聖の統べる場として認めるの山の中」に設けられるというのには、すでに、官寺を場とする公の山の中」に設けられるといわなければならない。

記事がみえる。 たとえば、「続日本紀」の天平年間をとってみても、次のような

②勅、內外文武百官及天下百姓、有。学ュ習異端。蓄ュ積幻術、壓魅○財、內外文武百官及天下百姓、有。学ュ習異端。蓄ュ積幻術、壓魅

乃数千。如↘此徒深違"憲法"。若更因循為↘害滋甚。(天平二年九祈。 又近↘京左側山原、 聚π集多人ι妖言惑↘衆。 多則万人、 少○又安芸周防国人等妄説禍福、多集"入衆"、媛π祠死魂"、云∑有∑所∑

しかし、そのような官の側からする規制にもかかわらず、多くの民の行業禁圧の際の「詐称"聖道、妖"惑百姓"」と同質のものである。の行業禁圧の際の「詐称"聖道、妖"惑百姓"」と同質のものである。かくのごとく、山・野における持経者の呪験を僧尼令は「妄説禍かくのごとく、山・野における持経者の呪験を僧尼令は「妄説禍

求されたのが、山・野であったとしなければならない。 ま識を認めることは妥当である。「禍福」の応報が、他ならぬ「自 意識を認めることは妥当である。「禍福」の応報が、他ならぬ「自 にも実証されるということを説きもし、現出もする場として希 なる場に参与するという。そこに、「いったい共同体の中に関が、その場に参与するという。そこに、「いったい共同体の中に関

中質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。 特質を知ることができよう。

死の現出する畏怖すべき様相を呈している。 日本霊異記における山・野は、中巻第三縁のみならず、悪報・悪

て曰はく「炎火身に迫る」といふ。(上・11)す。後日、家の内の桑の林の中に匍匐ひ、声を掲げ、叫び号び時に寺の辺に漁夫有り。 幼きより長るに迄り、 網を以て 業 と

\*纔郡内の山直の里に至りて、麦島に押し入る。畠一町餘、麦生

を走り廻りて、叫び哭きて曰はく「熱きかな、熱きかな」といひたるとと二尺許。眼に爝火を見、足を踏むに間无し。畠の内

ふ。 (中・10

如く、奴の子を貫きて穴の戸に立てき。賤しき畜生と雖も、怨嬰児有り。母の狐、怨を結び、身を返へて化し、奴の児の祖母嬰児有り。母の狐、怨を結び、身を返へて化し、奴の児の祖母は、狐の子を捉へ、木用て串に刺し、其の穴の戸に立つ。奴に諾楽山に鷹鳥獦を為して見れば、其の山に多く狐の子 有り。

即ち口喎斜み、面、後に戻りて、終に直ら不りき。(下・20)の人忌部連板屋、彼の女人の過失を挙げ顕して誹謗るが故に、。是の女、法花経を麻殖の郡の菀山寺に写し奉る。時に麻殖の郡

を報ずるに術あり。現報甚だ近し。(中・40)

鼻より血を流し、両つの目抜けて、夢の如くにして忽に死にの、不を見みて仏像とし、石を累ねて塔とし、戯に剋める仏を受ひて、斧を以て殺り破りて棄て思なる夫、戯に剋める仏を咲ひて、斧を以て殺り破りて棄て思なる夫、戯に剋める仏を咲ひて、斧を以て殺り破りて棄てい、木を剋みて仏像とし、石を累ねて塔とし、戯に剋める仏をい、本の里の小子、山に入りて薪を拾ひ、其の山道の側に 戯れ 遊

村落共同体の空間と境を接する山・野は、善と悪、聖と俗との両

業の結果の重みを知らされなければならない。悪業に対する厳しい の場からは離れた周縁たる山・野において、自らの為しおおせた因 いて、ゆるぎのない一本の糸によって結ばれる。人々は、日常生活 するのが山・野でもあった。因果の二元的な現象は、この空間にお ることのできないものとして確固として存在する。そのことを証し い。日本霊異記の世界を貫ぬく応報を必然的にする因果の法は免れ かの一方に対する選択を迫られ、善悪の応報を受けなければならな 間は、その空間への参与のしかたによって、相反する価値のいずれ 極にまたがる鋭い緊張関係を持ちつづけている結節点であった。人

とえば、上巻だけでも、次のような応報が語られている。 は、そのような善報・奇表・奇瑞の実現するところでもあった。た なければならない。当然のことながら、日本霊異記における山・野 こそが〈聖〉を中心とする同信集団を形成しえた理由であるといわ ろ、人間が求めて止まぬ寿福延命にかかわる善報への道を開くこと 戒めとすることに必ずしも、第一義的な目的とはしていない。むし しかしながら、日本霊異記には悪死災禍の応報をもって悪業への 罰としての悪報を課する場と山・野はなる。

。優婆寒、竊に坊の壁を穿チテ窺へバ、其の室の内、光を放ちて 照り炫く。(上・4)

明らかに我が児なることを知りぬ。(上・9)

日本霊異記の聖

其の風流の事、 神仙感応し、 春の野に菜を採り、 仙草を食ひて

天に飛びき。(上・13)

死ぬ応き人験を蒙りて、更に蘇る。

毎に病者に咒して 奇異

有

り。

主 26

踞り、 時に身、 ひ 夜は駿河の富坻の嶺ニ往きて修す。(上・28) 飛ぶこと翥る鳳の如く、 海上に浮かびて走ること、 昼は皇命に随ひて 嶋に居て 行 陸を履むが如し。 体万丈に

。妹遺言を受けて、己が女を東人に放ち与へ、家財を主ヲ令む。 東人現世に大福徳を被る。(上・31)

感応譚および仏教的な仏道成就・往生譚の異表・奇表をはじめとし その他、中・下巻をあわせてみる時に、これらは、道教的な神仏 回生延命・疾病不具治癒・福徳・災禍除去の善報が語られてい

ているのである。 る海は無量なり と作らん。一切の功徳を具して、慈眼を以て衆生を視す、福の聚れ それらは、「観世音の浄聖は苦悩と死厄とにおいて 能く為めに依怙 菩薩普門品の説くところの顕現の例証としての説話である。 に対する 応報であって、それらは、周知のごとく、法華経観世音 注『法華経』普門品)ということを、日本霊異記もまた説こうとし そして、いうまでもなく、その中心をなすものは、法華経護持 この故に応に頂礼すべし」(坂本幸男・岩本裕訳 その世界を領導する聖たちは、 法華経の教えにし まさに

## Ħ 本霊異記の聖

たがって、 漂泊を在地の民の間に行なったのである。そしてそのもとに在地の 山・野に草堂を結んで修行をし、菩薩行としての乞食の

る。

同信集団が形成されたのである。

たちであった。〈聖〉 たちは、 因果の応報を呪験力によって、悪から善へと修するものこそが〈聖〉 いるものの一つが、他ならぬ山・野であった。そしてまた、そうした おける生活の場の一切を放棄することを契機に、霊験の空間たる山 野の主となったのである。 このように、善悪の応報をもたらす場の中で主要な役割をもって 現世そのものとしての村落共同体に

限に立っているのが〈賤形の聖〉であり、〈隠身の聖〉であること 住の漂泊の身であってみれば、住居と名付けられる居所を持ってい 者たちが保有するところの衣食住さえも持つことをせず、ひたすら は明らかである。僧綱による地位や声望は問うまでもなく、在俗の た。それが「山寺行ふ聖こそ、あはれに尊きものはあれ、行道引声 して、〈山・野〉に寺堂を営み、霊験の場を求めさせたことにもなっ ないことは当然にすぎる。そしてその現世に常住しないことが一転 あった。極貧にある彼らは、まさに生存に足る衣食に欠き、一所不 食を乞うことによって現世を苦行の場として生きつづけた聖たちで 阿弥陀経、暁懴法釈迦牟尼仏」 (梁塵秘抄) といわれるもとでもあ 日本霊異記の聖たちのなかで、現世を捨てることにおいて最も極

> 深刻さのゆえをもって、仏道による救済を真に渇望し、その成就を 日本霊異記の聖たちとそ、生きることの痛苦に身をさらすことの -律令制のもとで疲弊し、困窮のはてに浮浪し逃散していかざる

開き、とこに案内し、先達をつとめる常時山棲みの僧」の端緒に位。 宝毀損の重罪であることを日本霊異記はくりかえし説いている。 ずることのできたものである。日本霊異記は、それさえも、聖の列 く法華経の一句を誦すということだけで乞食の私度僧の群に身を投 をえない民のすぐ側に立つ者たちであった。というよりも、ようや 確信するより他になかった仏教者であった。そして、彼らこそ、衆生 とが禁じられていたことはすでにふれたが、行基の伝道と社会事業 置する。寺院以外で衆を聚めて教化し妄りに罪福を説いたりするこ 小角の系譜を受けつつ、「行法に熟練して、 山中の行場、 中七話も語られたのが行基であることはいうまでもない。行基は役 の聖人」を認めたのである。また、それらの代表人物として霊異記 たちである。景戒は、それらの自度沙弥や賤形の僧のうちに「隠身 から誹謗され、虐待されて、尊崇されることなど思いもよらない者 い浅識の者であるということで、また、生まれながらの理由で人々 実、これらの聖たちは、賤形であるが故に、あるいは具戒を受けな に加える。それどころか、これら賤形の乞食の僧に対する悪行が三 抖擻場を

な山居と乞食を旨とする行基に範を求める聖たちのものであった。な山居と乞食を旨とする行基が産地の民の間でもっている影響力を社会事業を続けてきた行基が異例の昇進を得たことは、やはり伝道をた異端者である小僧行基が異例の昇進を得たことは、やはり伝道をた異端者である小僧行基が異例の昇進を得たことは、やはり伝道をた異端者である小僧行基が異例の昇進を得たことは、やはり伝道をは、と神圧した。養老年間にあいついだ禁制の中を耐えぬいて成えよ、と弾圧した。養老年間にあいついだ禁制の中を耐えぬいてはえよ、と弾圧した。養老年間にあいついだ禁制の中を耐えぬいてはえよ、と弾圧した。養老年間にあいついだ禁制の中を耐えぬいてはるよりである。日本霊異記は、そのようとは、「他を禁ひて追従する者、動もすれば千を以て教ふ」「橋を造とは、「化を禁ひて追従する者、動もすれば千を以て教ふ」「橋を造とは、「化を禁ひているのであった。

### 4

は必ずしも日本霊異記のものではなく、霊異記以前にすでに記紀・その世界に生きる〈聖〉とはいかなるものであるのか。「聖」の語さわしい様相をもってとらえられていた。日本霊異記における山・野という空間は、〈聖〉たちの居所にふ

帝」となっており、また崇神天皇が「聖」(崇仁紀)、「聖皇」(垂仁とする例が古事記に、日本書紀(仁徳紀)では仁徳天皇が「聖」「聖演佐之男命の子の大年神の第四子の「聖神」、仁徳天皇を「聖帝」万葉に用例がある。

日本霊異記の聖

・29)の「日知」はここでは「神武天皇」をさし、前にみたと同質さ」(巻三・33)とある。さらに、「橿原乃 日知之御世」(巻一旅人の讃酒歌には「酒の名を聖と負せし古の大き聖の言のよろし旅人の讃酒歌には「酒の名を聖と負せし古の大き聖の言のよろしたの古護を表し、前後のとされている他に天皇に用いられた「乃神乃聖」(神武紀)、「前紀)とされている他に天皇に用いられた「乃神乃聖」(神武紀)、「前紀)とされている他に天皇に用いられた「乃神乃聖」(神武紀)、「前に知り、「前に知り、「前に知り、「前に知り、「

かな」と言いて、逾惶る。(推古紀二十一年十二月の条)時の人、大きに異びて曰はく「聖の聖を知ること、其れ実なるそれに対して、

の用法である。

及び、

総も聖なりけり」といふ。(推古紀二十九年二月の条)
総も聖なりけり」といふ。(推古紀二十九年二月の条)
がて、黎元の厄を救ふ。是れ實の大聖。……」といふ。是に、ひて、黎元の厄を救ふ。是れ實の大聖。……」といふ。是に、ひて、黎元の厄を救ふ。是れ實の大聖。……」といふ。是に、ひて、黎元の厄を救ふ。是れ實の大聖。……」といふ。是に、

二五

が推古紀にみられる。この片岡飢者説話、

# 日本霊異記の聖

て、日本国の聖徳太子の超人間的卓越性をあらわすことが、慧慈は、 仏法興隆の中心であることを表自せしめ、天子が「聖人」「大聖」であることを表自せしめている。 ちて、太子が「聖人」「大聖」であることを表自せしめている。 ちて、太子が「聖人」「大聖」であることを表自せしめている。 は深」とされたが、 当時の 代表的・指導的な 異国の僧によっ 棟梁」とされたが、 当時の 代表的・指導的な 異国の僧によっ 棟梁」とされたが、 当時の 代表的・指導的な 異国の僧によっ 棟梁」とされたが、 当時の 代表的・指導的な 異国の僧によっ 様梁」とされたが、 当時の 代表的・指導的な 異国の僧によっ は、日本国の単位大学の一様である。

という見解が提起されている。とこにおいて、「聖」ではなくとのという見解が提起されている。といえよう。そしてまた、慧慈をも時の人は「聖」と讃えたといるといえよう。そしてまた、慧慈をも時の人は「聖」と讃えたといるという見解が提起されている。とこにおいて、「聖」ではなくとのという見解が提起されている。とこにおいて、「聖」ではなくとの

慈悲歎説話の意図である。

時代は、まさにその「聖」なる語が変容をとげる過渡期であったと的意味あいをより濃くしつつ霊異記に受けつがれてゆく。推古帝の以上の点からも、「聖」なる語は聖徳太子を媒介にしながら、仏教

食の行を修した。死に面して室内に光明を放ち、死後再びよみがえ

らされ、次第に定着していった過程を想定できる。 をされ、次第に定着していった過程を想定できる。 をされ、次第に定着していった過程を想定できる。 をおえる説話が、又下巻では自度沙弥を仏の変化と讃ずる説話をとれている。」と認められるととを考述とその弟子が重点的に構成されている。」と認められるととを考述と称える説話が、又下巻では自度沙弥を仏の変化と讃ずる説話できる。

記のめざすものがそれと決して無関係ではないと思われる。の説話としてとり込まれていることは注目されるのであって、霊異れていた聖徳太子の片岡山伝説が、霊異記においては、「隱身の聖」しかも、そのことと同時に、日本書紀の中で、「真人」として語ら

は大和国高宮寺に止住する官許の法師でありながら里に出て托鉢乞をの太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師をの衣を取って、臣下の疑問にもかかわらず、穢れた衣を身につけた衣を与え、行幸の帰りに再び、木の枝にかけてあったもとの衣を取って、臣下の疑問にもかかわらず、穢れた衣を身につけた。そして、他で死んだ乞匄を手厚く葬ったが死体は消滅したといた。そして、他で死んだ乞匄を手厚くすったが死体は消滅したといた。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師う。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師う。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師う。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師方。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師方。その太子を「聖人」としている。また後段に語られた願覚法師方。

立場が明確に示されているといえよう。 て托鉢乞食の行を行なっていたととを指すものと考えられ、編者の のみ。」と結んでいる。ととでいう五辛を食ふ罪とは、「令」に反し 辛を食ふは、佛法の中の制にして、聖人用ゐ食へば罪を得る所なき と讃し、後段では、「当に知るべし、 これ聖の変化なることを。五 凡夫の肉眼には賤しき人と見え、 聖人の通眼には 隠身と見ゆと。」 編者は、前段の後に「誠に知る、聖人は聖を知り、凡夫は知ら不。 よみがえる、道教の尸解に近い「隠身の聖」を語ったものである。 両者の説話はいずれも、死後葬られたにもかかわらず

師

に

衣をもって装ったというのである。それは、衆生に対する単なる慈 らの地位にふさわしいものとして着用していた衣服を喜捨して、穢 である。しかも、聖徳太子は、貧にある乞匄に対して、もともと自 個の仏教者としてとらえることによって、日本霊異記は聖とするの 進者としての立場からでなく、衆生の中に入って仏法を実践した一 化をはたした。その点において、太子は、仏教の「聖」に帰依する それにともなう富をあえて捨てさり否定することにおいて、衆生教 厳しく断念する行為であり、すでに極貧のゆえに一切を持たぬこと 悲であるというよりは、自らに備わった名聞や物欲に対する執着を に安住しえたものに対する崇敬の情でもある。社会的政治的地位は とれらのように、太子や願覚法師は、国家鎮護のための仏教の推

ę

が国の「聖人」として第一に評価される存在であった。 新羅や、道教の「真人」を尊ぶ唐の、高徳の人に対して、まさにわ

う表現は、いうまでもなく、法華経の提婆達品に教示された仏 う説話(下・1)と並んで、役の小角に関する説話である。 うを最も端的に伝えているのは、熊野山や吉野の金の峯で修業中身 禅師(下・39)等の一群の僧が存在する。 ら菩薩と呼ばれた金鷲優婆塞(中・21)・永興禅師(下・1)・寂仙 な説話にあらわれている。 にみられるごとき説話が形成され、しかも、後段において、 とが世に評判になっていたのではないだろうか。その結果、 り、役小角そのものが道家的法術と仏教的修業とを行なっているこ 修業のための苦行作善の法であり、 また「使役"鬼神こ」に つ い て という一句のあることはすでに知られている。「汲」水採、薪」とい 本紀の文武天皇三年五月の条に、「小角能役"使鬼神、汲\水採\薪」 を投げて身は髑髏と化しながら舌のみは生きて経を唱え続けたとい 28)・熊野山中に修業した禅師(下・1)・吉野の山に修業中の禅 「隠身の聖」「聖の化」 等に対する尊崇は 霊異記の中のさまざま (下・6)・猴聖 (下・19)・老僧観規 (下・30) や、 道照法師 (上・2)・日下部の猴の子 (上・18)・役優婆塞 (上 すでに言われるごとく、 前にみた聖徳太子・願覚法師・行基の他 中国の方術思想に関連した 表現であ 山居の聖としてのありよ 時の人々か 時代の 続日 道

# |本霊異記の耶

〈聖〉が、さらに「隠身」であるのを第一義として重んじている点験力との習合という形における、聖徳太子に認められた「聖像」の聖人なりと言わせることにより、日本における〈聖〉を「外」にの聖人なりと言わせることにより、日本における〈聖〉を「外」に異る道照法師を登場させ、他ならぬ新羅において役優婆塞を我が国異る道照法師を登場させ、他ならぬ新羅において役優婆塞を我が国

いられていることは見逃すことができない。霊異記において、賤形僧に対して「隠身の聖人」という表現が用

にこそ、日本霊異記の特質があろう。

を、隠身の聖人も其の中に交ればなり。(下・1)。袈裟を著たる類は、 賤形なりと 雖も恐りざる応からざる こ と

交るが故なり。(下・33)。自土の師たりと雖も、猶忍の心もて鬩よ。隱身の聖人、凡中に

いるとしても、より本質的には、日本霊異記の説く仏教思想とかか異記においては、このような道教的な隠身の術が、その底に流れて神仙術の一つであり、道教的用語であるが、しかしながら、日本霊者の意図をよみとらねばならない。「隠身」とはもともと道教的なとあり、僧尼令が認めない浮浪僧・賤形僧を「隠身の聖」とみた編とあり、僧尼令が認めない浮浪僧・賤形僧を「隠身の聖」とみた編

わっているといわなければならない。

最も高い位置を与える日本霊異記がその根本において領有する空間 身」の姿であることはうなづけよう。 とのような 「隠身の聖」 は、他ならぬ山・野であったといわなければならない。 行業に生きたのであるとすれば、 を持ち歩いたものたちの多くが、「勧進の聖」 としての ぎりぎりの の聖」像を支えていたと思われる。のみならず、日本霊異記の説話 う、苦行の意識が、道教における「仙」と重なりあいながら「隠身 がら、 その実、 その深底におちいるゆえに 聖性を 獲得しうるとい 儒教的な教えとともに、仏教的にもまた一見俗に汚れた様を呈しな うに、いわゆる僧綱に保証された、高徳の僧も含むものであるとは のは、自らの徳を隠すことによって、その徳を全うしうるという、 ことによって、その指導性を有していた。しかも、最も徳のあるも て、保持してきたのであり、俗にまみれた民と一筋の縁に結ばれる では認知されない同信集団とその指導者たちであった。彼らは、 の様相と修行の方法とを、 より在地の民と 一体となることに おい れどころか「小僧行基」ということばが示すごとく、律令体制の中 から生活と修業の手立ての一切を保証されているものではない。 教する仏教者たちの姿であった。彼らは、官寺の僧のように、国家 いえ、最も重視したのは、むしろ、在地の民のうちに根を置いて布 日本霊異記の、いうところの〈聖〉は、すでに指摘されているよ 日本霊異記の〈聖〉たちが、「隠 そ

### 注

- ① 本文引用は、日本古典文学大系『日本霊異記』による。
- ②③ 井上光貞『日本浄土教成立史の研究』二一八頁
- は、「山寺や山房を中心とする山村仏教は、 官大寺や宮廷の国然智宗をめぐって――」(「南都仏教」第四号)において、 氏然智宗をめぐって――」(「南都仏教」第四号)において、 氏

ととのできない本質的な結びつきをもっていた」とされる。家仏教に対立する性質のものでなく、むしろそれらと切り離す

- 件──」(『日本宗教史研究』二)
  ⑤ 橋本政良「仏教の民間浸透と僧尼令──対話の為の社会的条
- 四月号) 四月号)

細な考察がある。

- ⑦ 堀一郎『我が国民間信仰史の研究』 〇五七頁
- 昭和五十一年五月号) 神野志隆光「『日本霊異記』の成立序説」(「国語と国文学」

(8)

- (広川勝美編『物語と説話』所収) 拙稿「愛執と思愛――『日本霊異記』の母親殺し説話――
- ⑩ 堀一郎前出『我が国民間所収信仰史の研究』〇一〇二百
- 式内の和泉国和泉郡の「聖神社」とであり、「ひじり」の語源① 「聖」を神としたり、神として祭った例は、この「聖神」と、

日本霊異記

の聖

改めて考察したいのでとこでは述べない。

とこれらの用例、

及びその他のものとの関連性については稿を

「故、為"人民富、今科"課役。是以百姓之榮、不」苦"役使。

故 12

⑬ 田村圓澄『飛鳥仏教史研究』二七三頁

稱"其御世、謂"聖帝世,也。」(『古事記』下卷)

鹿苑大慈「『日本霊異記』の成立過程----説話伝承者の問題

一」(「龍谷史壇」第四二号)

14)

- 討」(「万葉」第六九号)において、「使役鬼神」についての詳さらに中村宗彦氏の「日本霊異記における役行者説話の 再検⑮ 津田左右吉「役行者伝説考」(『津田左右吉全集』第九巻)
- 等にみられる「隠形の術」と同じものと考えられる。 天下の諸術道をすべて学びえた竜樹が、世間の人の求めている 大正新脩大蔵経』第五十巻史傳部二の「竜樹菩薩伝」で、